

補助金の申請について

津市特殊詐欺等被害防止機器購入補助事業について、補助金の申請から補助金交付（振込）までは下記のとおりです。

1. 申請 ※購入日から1か月以内に申請が必要です。

下記の必要書類を揃えて、津市役所市民交流課(本庁舎3階)
または各総合支所地域振興課（久居総合支所は生活課）へ提出。

- ① 津市特殊詐欺等被害防止機器購入補助金交付申請書兼請求書（原本）
※ 押印要（スタンプ式不可）
- ② 特殊詐欺等被害防止機器の購入日、品名、販売店名、本体価格及び申請者氏名が記載されている領収書等（コピー）
- ③ 申請日において満65歳以上の方の住所、氏名及び生年月日分かる書類（コピー）
※ 免許証、マイナンバーカードなど
- ④ 購入した特殊詐欺等被害防止機器の機能が記載されたカタログ又は取扱い説明書（コピー）
- ⑤ 完納証明書もしくは滞納なし証明書等

2. 交付決定

提出された交付申請書兼請求書の内容及び添付書類に不備がなければ、「補助金等交付決定通知書」を郵送します。

3. 補助金交付

請求書に記載された口座に、交付決定した補助金を振り込みます。

※ 申請から補助金交付（振込）までは審査及び事務手続き等の関係上、時間がかかりますのでご了承ください。

申請書兼請求書の

ダウンロードは

こちらから



お問合せ先

津市市民交流課	管理担当	☎059-229-3252
久居総合支所	生活課	☎059-255-8839
河芸総合支所	地域振興課	☎059-244-1700
芸濃総合支所	地域振興課	☎059-266-2510
安濃総合支所	地域振興課	☎059-268-5511
美里総合支所	地域振興課	☎059-279-8111
香良洲総合支所	地域振興課	☎059-292-4374
一志総合支所	地域振興課	☎059-293-3000
白山総合支所	地域振興課	☎059-262-7011
美杉総合支所	地域振興課	☎059-272-8080